

# 法的論争ための教育支援システム

角田篤泰<sup>†</sup>

名古屋大学大学院法学研究科<sup>†</sup>

## 1. はじめに

本研究は、法学部における模擬的な法廷弁論の授業において、その教育支援のためのシステム構築を目指すものである。本稿では、特に、Web 掲示板システムの機能拡張によって開発された、法的論争システムと、証拠・証言集めの演習 (Fact Finding, 以降 FF と略す) のためのシステムについて紹介し、運用実績についても簡単に報告する。

「AI と法」の研究領域では、90 年代初頭より、様々な法的論争システムとその形式に関する理論が研究されてきた (例えば DiaLaw[4], CATO[1], 本分野の簡単な概観 [2] 等を参照)。これらを授業で利用しようとしても、論理式の表現方法、システム依存の意味論、不慣れな操作方法等を法学部生が学ぶ必要に迫られ、限られた講義時間内で利用するのは困難であった。そこで、簡便に学生が利用できる教育支援システムの開発が望まれた。また、模擬法廷のような口頭による実習の前に、時間的空間的制約を緩和して、事前に練習させたいという要望もあった。

本研究では、これら要望に応じるため、スレッド型掲示板利用時の操作要領で論争を進めるだけで、法廷弁論の基本的な実習ができるようなシステムの構築を目指した。論争システムの方は 2005 年度より授業の中で利用され、FF システムも 2007 年度より導入された。

## 2. 法的論争教育

対象としている授業は、初回で与えられた具体的事案について、全 15 回の授業を通じて、ロールプレイ形式で学生が弁護士役になり、民事訴訟プロセスに従い、模擬的な法廷弁論まで行うものである。民事訴訟のプロセスは、①弁護士が訴訟の依頼を受けると、②証言や証拠などを集めて、③訴訟の戦略や計画を立て、④裁判所に訴状を提出する。一方相手方は、訴状に応じて、答弁書を書き、裁判所に提出する。こうして、⑤口頭弁論が始まる。⑥証拠調べなどを経て、⑦判決が言い渡される。我々の授業では、学生は①～⑤までを行う。

An Instruction Supporting System for Legal Argumentation  
<sup>†</sup>Tokuyasu KAKUTA: Graduate school of Law, Nagoya University

このような授業を通じて、法学部で学ぶ個別の法律を実際にはどう利用していくのか、弁護士になるということ、一体どんなスキルや知識が必要になるのか等の問題意識を高めさせ、法学専門科目の履修や法科大学院進学への動機付けを与えている。また、法律事務のスキルもこの中で学ばせている。現実の法律の利用の方法は、訴状や答弁書の作成実習や法廷弁論の実習で疑似体験することになる。これら実習では、学生には法的な議論構成能力が要求される。

本稿では、上記②と⑤のフェーズに対応する実習を対象にした支援システムを扱っている。前者が FF システムであり、後者が掲示板型論争システムである。

なお、この科目は、大阪大学、鹿児島大学、名古屋大学の法学部の連携講義として運営され、ネット上に仮想の弁護士事務所をいくつも想定し、そこに学生が大学横断的にグループ化されて所属し、グループ毎の協同作業によって進行する。この科目の連携授業自体は 10 年近い実績がある。当初は電子メールと SCS で行っていた。いずれにせよ、講義時間帯の食い違いや、空間的隔たりが大きく、ネットワークを利用したシステムの支援が必要であった。そこで、ネット上で運営できて、法務以外の部分への労力を極力抑え、訴訟実務で特に重要とされる、要件事実の枠組みが明示化されるようなシステムが必要であり、また、広汎な一般向けディベートとは異なり、法律要件に該当する事実 (要件事実) を集めて構成する練習も必要とされ、掲示板型論争システムと FF システムの開発契機となった。

## 3. FF システム

FF システムは一問一答形式で、弁護士役の学生と教員との間で、事実に対する問合せと回答を行うように特化された表形式の掲示板である。事実設定をする学生や裁判官役のグループを別に作っておき、教員の代わりをさせることも可能である。証言については質問に答えるだけだが、物証については、入手方法や意図を書かせて、教員が現実性を判断し、回答している (図 1)。

## 4. 論争システム

本システムは、スレッド掲示板を利用して、

原告と被告が、ターンごとに主張・反論を交互に繰り返すことで論戦を進めるものである。この掲示板は論争用に拡張や制限が施されている(図2)。原告・被告の各グループに登録された者は、自分の所属グループのどのメッセージをも追加・修正・削除できる。ただし、一旦相手チームから応答のついたメッセージの操作は禁止される。この他の主な特徴は、①メッセージタイプと状態遷移の制限、②FFシステムの参照機能、③他の論争システム[5]とのXML形式のデータ互換性である。①については、操作に迷うようなメッセージタイプは極力減らし、例えば、質問に対して反論するような、議論を汚くする操作の状態遷移は取り除かれている。

なお、運用面で法学教育上、特筆すべき点は、法律要件ごとにルートスレッドを立てさせると、要件事実のフレームワークを自然に意識するようになり、また、訴状や答弁書との整合性を自然に図れるようになる点である。こうして、法的議論構成能力の育成を支援している。

### 5. 実現と運用実績

本システムは Zope2.7.5 を用いて開発されており、NLS シラバスシステム[3]という、コース管理のために本学部や何校かの法科大学院で利用されている既存システム上に構築されている。

本システムの運用は 2005 年度より開始され、参加学生は連携 3 大学の法学部の 2~4 年生である。3 年間の利用学生数は約 290 名であった。対戦カード総数は 29 対戦、論争のデータ量については、2005 年度と 2006 年度の総メッセージ数が 967、XML 共通フォーマットによるメッセージ・データサイズは計 490KB であった。なお、2007 年度分については、執筆時点では対戦中のため計上できない。2007 年度より運用を開始した FF システムの総エントリー数は 826 であった。

### 6. 結論

両システムともに機能的要求を満たすことができた。操作性についても、マニュアルもなく、操作教育も行わなかったが、学生達は不都合なく使いこなせており、議論構成に労力を集中できていた。

### 参考文献

- [1] Aleven, V.: Teaching Case-Based Argumentation Through a Model and Examples, Ph. D. dissertation, University of Pittsburgh (1997).
- [2] 角田篤泰: 世界の法情報学はいま(10) “Thomas F. Gordon The Pleadings Game: An Artificial Intelligence Model of

Procedural Justice”, 法律時報, 76(5), pp. 145-149 (2004).

- [3] 角田篤泰, 養老真一, 松浦好治: NLS シラバスシステム: コース管理プラットフォームとその投票サブシステムの利用, 教育学習支援情報システム研究グループ 研究報告 3, 情報処理学会, pp. 31-38 (2006).
- [4] Lodder, A.: DiaLaw: On Legal Justification and Dialogical Models of Argumentation, Kluwer Academic Publishers (1999).
- [5] Tanaka, T. Yasumura, Y. Katagami, D. and Nitta, K.: Case Based Online Training Support System for ADR Mediator, Proceedings of 6th ICAILO5, pp. 234-235 (2005).

ID	種別	質問者	証拠物名	入手方法	利用意図	回答	採用可否	質問日時	回答日時
8	統合	一般	二人が借りた部屋の契約間接地点から徒歩7分までの不動産と結んだ契約書類	「イヤー」氏あるいは「イヤー」氏から見せてもらう	結論に至るまでに短期間標準生活を営んでいるか、その期間どのくらいだったか知り、その物的証拠を得るため	原	採用	12/08 16:11	12/08 16:11
7	統合	一般	山田氏の高校卒業アルバム	山田氏から見せてもらう	山田氏の年齢の異なる複数の写真のため	原	採用	12/08 16:11	12/08 16:11
6	統合	一般	山田氏の後見登記	裁判所に閲覧を要する	山田氏が制限行為能力者かを確認	原	不採用	12/08 16:11	12/08 16:11
5	統合	一般	山田洋子氏の大学卒業証明書	?	実姉としての大学での専攻級していたか	原	採用	12/08 16:11	12/08 16:11

図1 FFシステム(物証用画面)

スレッド掲示板「簡単なサンプル」 ●原告山田(61)

[ルートスレッド追加] [メッセージ内容表示] [メッセージ内容省略] [全展開] [ルートのみ]

● 権利侵害(1) by 原告山田(61) @01/07 14:16(主張): [応答] | [編集] | [削除]  
 カール氏が、山田氏の卒業を持ってカールの父に譲った。

● 証書: カールから贈った山田の住所 [取消]  
 [証書: 証書追加] [添付ファイル追加]

● 偽りはない(1.1) by 被告カール(62) @01/07 15:04(反論): [応答] | [編集] | [削除]  
 偽ってはいない。確信です。

● 証書: 年齢証明を知った特 [取消]  
 ● 証書: チョコを届けた [取消]  
 [証書: 証書追加] [添付ファイル追加]

● 気が付いて当然(1.1.1) by 原告山田(61) @01/07 15:41(反論): [応答] | [編集] | [削除]  
 同一実態を確認していたとしても、様々な状況が、気が付いて当然である。

● 証書(甲1号証): 戸籍謄本 [取消]  
 ● 証書(甲2号証): 経歴式申込書 [取消]  
 [証書: 証書追加] [添付ファイル追加]

● 証言失当(1.2) by 被告カール(62) @01/07 15:18(反論): [応答] | [編集] | [削除]  
 この証言内容は、周りの人の名前であり、カール氏の父にも同様に譲渡されたことを示していたことを証明できない。

● 証書: 証書追加 [添付ファイル追加]

● 状況証拠(1.2.1) by 原告山田(61) @01/07 15:41(反論): [応答] | [編集] | [削除]  
 状況証拠の1つである。

● 証書: 証書追加 [添付ファイル追加]  
 証明度は低い(1.2.1.1) by 被告カール(62) @01/07 17:11(反論): [応答] | [編集] | [削除]  
 状況証拠というなら、簡単にその事実を示すことはできないので

図2 スレッド型論争掲示板